

## 最高裁判所一般規則制定諮問委員会 議事概要

(最高裁判所一般規則制定諮問委員会幹事)

速報のため、事後修正の可能性あり

### 1 日時

平成14年11月22日(金) 13:30～17:35

### 2 場所

最高裁判所大会議室

### 3 出席者

(委員) 青木昌彦, 磯村保, 遠藤光男 [委員長], 北野聖造, 曾我部東子, 竹崎博允, 龍岡資晃, 戸松秀典, 中田昭孝, 長谷川真理子, 長谷川裕子, 土方健男, 堀越みき子, 堀野紀, 松尾邦弘, 宮崎礼壹, 宮廻美明, 宮本康昭  
(敬称略)

(幹事) 一木剛太郎, 金井康雄, 小池裕, 寺田逸郎, 中山隆夫, 野山宏, 明賀英樹, 山崎敏充

### 4 議題

(1) 準備会等の報告

(2) 協議

(3) 今後の予定等について

### 5 配布資料

(資料)

1.2 下級裁判所裁判官指名諮問委員会(仮称)要綱案

1.3 委員会と下部組織の関係(イメージ)

(委員提出資料)

「下級裁判所裁判官指名諮問委員会(仮称)要綱案に関する意見」(宮本委員)

提出)

## 6 議事

### (1) 準備会等の報告

幹事から、11月8日及び13日に準備会が開催されたこと、その結果を踏まえて資料12が作成されたこと、11月12日に開催された司法制度改革推進本部事務局の法曹制度検討会において、当委員会における検討状況について最高裁から説明を行ったことが報告された。

### (2) 協議( :委員長, :委員, :幹事)

#### 1 設置

:委員会の設置については、異議なく了承されている。名称について、要綱案では「下級裁判所裁判官指名諮問委員会」という提案がなされているが、要綱案どおりでよいか。

:異議なし。

#### 2 所掌事務等

:要綱案には、所掌事務として、指名の適否その他指名に関する事項を審議すること、その前提として、指名候補者に関する情報を収集すること、審議の結果に基づいて最高裁に意見を述べることの3つが掲げられているが、この点について異議はないか。

:異議なし。

:次に、高裁長官への指名の適否を諮問の対象とするかどうかについて、要綱案では、諮問の対象に含めないとするA案、諮問の対象に含めるが委員会が必要ないものとして定める場合にはこの限りではないとするB案、諮問の対象に含めるとするC案が示されている。各案について何か意見はないか。

:B案の「委員会が必要ないものとして定める場合」とは、個々の基準として定めるという趣旨なのか、それとも一般的な基準、ガイドラインを示すという趣旨なのか。

：前回までに，裁判官として任命の適否について判断された人は対象にしなくてもよいのではないかと，また，現在はあまりないが，弁護士から高裁長官に応募するような場合には，裁判官としての適否の判断はされていないので対象としてはどうかということが議論された。これを念頭に，カテゴリーで考えていくことになると思う。

：その意味で，私はB案でよいと考える。

：A案を支持する。基本的に，国民の権利義務を最終的に確定する裁判権を行使する者にふさわしいかどうかということが重要であるため，委員会ができるのだと思う。高裁長官は既に判事としての適格について判断を受けており，また，高裁長官の仕事というのは，司法行政事務がほとんどである。高裁長官を含めなければならないというのは形式論に過ぎると思う。弁護士から高裁長官になりたいという場合には，判事としての適格の審査の必要上，委員会にかけの必要がある。しかし，高裁長官としてふさわしいかということは，年齢や経歴，資質を総合的に判断して最高裁が人事そのものとして決めるべきものである。高裁長官は，裁判官の人事を扱うことになるが，弁護士はそういう知識を普通持っていない。弁護士から高裁長官になることも理屈上は考えられるが，実際上はないだろう。実際上ないことを形式的に決めておく必要はないと考える。

：私は以前B案に分類される意見を述べたと思う。それは，下級裁の裁判官の指名の過程を透明化するという趣旨・目的を徹底させることが1つにはあった。また，極めて例外的ではあるが，前に出されたようなケースがありえることから，一応対象とした上で除外を考えるという意見を述べた。しかし，高裁長官指名候補者を検討してもらったとしても，実際には，2，3回の指名を経てきているために，特に指名の適否について実質的な審議をしなければならないことはないと考えられる。結局，諮問の対象としたとしても，当初から除外した結果と同じことになるのではないかと。それから，弁護士から

の指名は極めて例外的であることや、高裁長官の職務内容、あるいは指名の人事的性質から考えると、特に除外規定を設ける形ではなく、対象外としてよいのではないかと思う。

：私は特にA案に反対というわけではないが、例えば、弁護士、学者から高裁長官への任官を希望するという場合に、判事としての適否の審査を受ければよいのだという意見が出されたが、高裁長官と判事とは明確に裁判官としての職名が分かれているし、今ここで議論となっているのは、高裁長官候補者を委員会にかけるかという問題である。それを判事としての適否の審査しかやらないのだというのでは理屈が通らないと思う。また、昭和21～22年当時、数名の者が弁護士から長官に就任したという例があったということもあり、これまで例がないということも理由にはしにくいと思う。

：私はB案に賛成である。C案は、実際に、実務上、難しいところがあると思うし、今まで説明があった内容を含め、B案が適当と思う。

：私もB案がよいのではないかと思う。当委員会で高裁長官だけを除くとした場合には、国民に説明する必要があるし、なぜ高裁長官だけを除くのかという説明が非常に分かりにくいと思われるし、妙な誤解を生んだりするのは適当ではないと思う。やはり新しく設置する委員会に一応形式的には権限を認めて、その中でどう扱うか、一般的にやらないとするのか、個別にやるとするのかを含め、新しい委員会に権限を与えるのが開かれた印象を与えるのではないかと考える。

：私もB案でいきたい。あまり例がないということは実質的にはわかるが、一般的に、国家公務員全体として、一度入ったらルートに乗って他からは来ないというものを壊した方がよく、高裁長官への道というものも今までどおりのルートに乗ったもの以外の可能性があるという方向性を見せた方がよいのではないかと思う。実質上はほとんどないかもしれないので、「委員会が必要ないものとして定める場合」には諮問しないということでもよいと思うが、

今後はそういう場合があることを前提にした方がよいと思う。

：高裁長官の適格性というのはどういうことを判断するのか。

：明確に選考基準とか適格性の基準を述べるのは難しいが、前回説明したように、高裁長官の職務の実態が、裁判事務というよりはむしろ司法行政を担当するというものであり、そういった職務が的確に果たせるような能力の持ち主ということで選考がされている。それが基準といえれば基準といえると思う。

：それを前提にすると、委員会の委員になった人がそれを判断するのは非常に難しいと思う。B案は機能せず、実態はA案に近い運用になっていくのではないか。そうすると、最初からA案でもよいと思う。国民に対する説明という話があったが、B案では委員会がそういう審査をしなければならないという説明ができない。できないからこそ外したのだと言った方がよいのではないかと思う。

：今何人かの委員の意見を伺っていると、無条件に諮問の対象とするC案に固執される方はいないように思われる。弁護士がいきなり高裁長官にということとは実際問題としてはあり得ないかなとは思いますが、全くあり得ないと片づけるわけにはいかない。官職としては下級裁の裁判官とは言いながら判事と高裁長官は明確に法律上区分されているわけであり、弁護士から高裁長官に手を挙げた方があった場合、A案でいくと判事としての審査は全くされないままに最高裁で指名できることになってしまう。今日ここで、A案賛成と発言された方々も、委員会に期待される作業は、裁判官としての適格性であって、司法行政事務に対する判断は求められていないと思われる。運用の実態は限りなくA案に近づくものと思われるが、運用の問題として弾力的に対応できるように新委員会に任せられた方がよいという意見がかなりの委員から述べられた。もし了解いただければ、当委員会としては、B案で取りまとめをさせていただきたい。

：A案でよいと考えているが、仮にB案という取りまとめになった場合、最高裁判所に対して任官を希望するというのが、高裁長官の場合、非常に馴染みにくい手続なような気がする。その点はどのように考えるのか。

：高裁長官の指名について、本人から任官の希望があったり、あるいは、応募というようなことは現状では全くない。そういうものを前提としては手続は動いていない。高裁長官に欠員が生じ、補充する場合には、通常、判事で、高裁長官としての職務を的確にこなせる方を候補者として選んで、それを裁判官会議で決めていただくということになる。弁護士から裁判官に任官する場合、裁判官になりたいという希望が出てきて、その方の経験年数に従って判事か、判事補に分けていくことになる。裁判官になりたいというのは裁判をしたいからであり、高裁長官になりたいという希望が出てくることは考えにくい。

：B案に反対というわけではないが、もし除外することが国民に理解しにくいというのであれば、なぜ除外したのかという説明の義務を委員会に負わせることになる。仮にB案の立場を採るにしても、立法技術上の工夫があると思われるが、除外規定を文章として盛り込んでしまうことはできないか。

：仮にB案のような方策を採ると、高裁長官に誰も手を挙げる人がいない場合、全く委員会の諮問にかけなくてもよいということになるのか。

：それは今回立ち上がる委員会ではどう決めるかという問題だと思う。要するに諮問の対象としては含まれているわけであるから、何もしなければ諮問する運びになるわけであり、そこをどう例外的に諮問の必要はないと決めるかの問題だと思う。希望する人だけ諮問すればよいということであれば、希望しない人については諮問しなくてよいという結論になるし、判事から高裁長官を指名する場合には諮問しなくてよいというカテゴリーでの決め方がされれば、そういうものとして動いていくことになる。

：今の議論では、判事から長官を選ぶという話だけが出ているが、最高裁の

方ではフリーハンドを手元に残し、これと思う外部の方を長官に据えるチャンス確保するという意味では、A案の立場でやるという発想もある。

：基本的にはA案であるが、例外として諮問の対象とする場合があるというA案の修正案でよいと考える。B案だと、原則諮問することになり、例外として諮問しないことになるが、実際は多くが判事から高裁長官に任命されることになるのであるから、実情に合わないことになる。

：A案の修正案では、例外事項はどのような定め方になるのか。

：例えば、過去に裁判官の経歴を有しない者については、例外的に諮問に付さなければならないとすることが考えられる。

：今のA案の修正案だと、国民の司法参加がまず否定され、例外として諮問する場合が規定されることになる。それよりは、国民の司法参加をまず肯定し、判事から高裁長官になる場合には、既に何回か諮問を経ているので例外とするB案が、国民からは分かり易いのではないか。

：B案を支持したい。実情から諮問は必要がないのではないかという意見もあったが、新しい委員会を設ける趣旨は、司法制度を改革するというところにあるので、あらゆる可能性を前提に制度設計すべきである。

：弁護士から高裁長官への任命を希望した場合には、裁判官の適格性について判断されたことがないので諮問に付するが、長年裁判官をしていた人であれば外すというのが国民から理解を得られるので、B案で取りまとめたい。

：B案で取りまとめることに異論はないが、例外に当たるかどうかの判断を委員会の責任としてしまうよりも、一定の枠組みを条文に盛り込むのがよいのではないか。

：内容的にはB案で取りまとめるが、規定の表現は、準備会でまとめて、次回に確定することとしたい。

：異議なし。

：次に、例外的に諮問を要しない場合として、例えば、判事補が短期間裁判

官の身分を離れていた場合などについては、これを諮問の対象としなくてよいということで意見が一致していたと思う。具体的にどのような者を諮問の対象外とするかという点については、準備会において、「諮問をする必要性が低いものとして委員会が定める場合」という案が作成されているので、この内容で取りまとめてよいか。ただし、規定の表現については、先程の点との関係があるので、次回に確定することとしたい。

：異議なし。

：資料12の2頁の注2に、「最高裁判所は、諮問にあたって、指名することの適否についての意見を付さないものとする。」とあるが、この点について、要綱案に書いて条文化すべきという考えと当委員会の確認事項としておくという考えがあると思うが、どうか。

：委員会において、裁判官の定員枠より多い任命希望者がいる場合は、定員枠に合わせて審議すればよいが、定員枠より少ない任命希望者しかない場合は、全員指名することが可能であるが、その中には裁判官として不適格な者が含まれている場合もある。そのような場合、委員会が最高裁に意見を求めたときには、最高裁は意見を述べるようにすべきであり、一律に意見を述べないというふうにはすべきでないを考える。

：今までの議論では、委員会の任務は、単に裁判官として適性があるかどうかということ判断するのであって、定員枠を前提に審議するものではなかった。定員の中でどう指名するかは、人事権のある最高裁が決めるという理解である。

：諮問は、年1回なのか、毎月なのか。

：3つの類型ごとに考えると、司法修習生からの採用は、年1回、毎年10月ごろに100人位ある。判事補から判事への任命、判事の再任は、司法修習生の採用時期から10年毎に出てくるので、やはり毎年同じ時期にまとまった数がある。弁護士からの任官希望は、随時出てくるので、その都度審査



することも考えられるが、弁護士会との協議では、4月、あるいは10月にまとめて任命するという運用を考えているので、ある程度一定の時期の審査を想定している。

：注2は要綱案に書き込むべきである。その書き方としては、委員提出資料にあるように、「最高裁判所は、(1)の規定による諮問に当たって、指名することの適否についての意見を付さないものとする。」でどうか。もし、要綱案に書かないとなると、どうなるのか。

：資料12のゴシックの部分は、要綱案とし、注の部分は、別途確認事項としてまとめて、要綱案と一体のものとし、要綱案とともに参照してもらうことが考えられる。

：基本的事項は要綱案に入れるべきであるから、注2は要綱案に書き込むべきである。

：委員会に推薦権限を認めるかどうかという議論のところで、全件諮問するということと意見を付さないということで、推薦権限は必要ないとした。審議会意見書が、適任者の選考に関する実質的な判断を行い得るよう十分な配慮がなされるべきだと提言していることを踏まえると、今の点については、要綱案に書くのが格別具合が悪いということでないのなら、要綱案に書いてはどうか。何か問題があるか。

：今の点は、規範性があるから、要綱案に書くことに問題はない。ただ、最高裁の諮問機関を作るのに、最高裁が意見を述べてはいけないというのは、後世の人が見ると、不可思議な規定と思われるという点がある。それなら、別途確認事項としてまとめた方がよいという考え方もある。

：最高裁が作る機関に対して、最高裁が縛られるという規定の仕方は、バランス上よくない。例えば、所掌事務等のところで、「自律的に審議する」とか「独立して審議する」というようにしてもよいのではないか。

：両論あり得るが、この委員会でかなり審議して一つの方向を見出したとい

うことと、最高裁としても、要綱案に入れることによって、新しい委員会の独立性を制度として保障したと理解されることから、要綱案に入れてはどうか。

：「付してはならない」といった強い表現でなく、注2の括弧書きのような表現で要綱案に入れるということで取りまとめたい。

：異議なし。

：資料12の2頁の注3で、「最高裁が諮問をする場合、指名候補者に関する資料を委員会に提出するものとする。」とあるが、委員会の検討と運用に委ねるべき問題と思うので、要綱案に盛り込むほどではないと考えるが、入れるべきという意見はあるか。

：どのような資料を委員会に提出するかは、委員会の検討と運用に委ねるといってよいが、最高裁が委員会に資料を提出することは、基本的な事項であり、要綱案に盛り込むべきである。

：諮問にあたって、最高裁が委員会に資料を提出するのは当たり前であって、要綱案に記載することについては反対である。

：最高裁から委員会への資料提出は当然のことなので、要綱案に記載する必要はないと思う。確認事項にすら書かなくてもよいと思うが、念のため確認事項に入れてもよいと思う。

：委員会が適切に判断するためには、最高裁と同じ資料を持つ必要がある。そうでないと、結果に齟齬が生じることになる。この点を規則に書くのが困難であるというのなら、何らかの形で残しておくべきである。

：今の点を確認事項として盛り込むかどうか、盛り込む場合どう表現するかは別として、最高裁から委員会への資料提出については要綱案に載せないということでもまとめたい。

：異議なし。

### 3 所掌事務に関連する事項

：要綱案どおりでよろしいか。

：異議なし。

#### 4 組織

：10人前後が議論をするのに適切な人数だと考える。また、委員全員が出席して過半数で決められる態勢ということで、人数は奇数がよいと思うので、9人又は11人が妥当だと考える。ところで、要綱案の5に委員の構成比が示されているが、法曹委員を5人としたときに、法曹以外の委員を4人とするか6人とするかで大きな違いがある。国民の意思を任命手続に反映させるという審議会意見の趣旨を重視するならば、法曹以外の委員を多くすべきである。法曹委員の構成比が裁判官2人、検察官1人、弁護士2人ということでよいのかについては議論が必要であるが、法曹委員が5人ということであれば、法曹以外の委員を6人とすることを提案する。

：私は9人がよいと考える。例えば、9人で3時間の会議を行うとしても、一人当たりの発言の時間は20分である。実質的な議論をするには足りない。委員会で実質的な議論をするということ、また、委員全員が出席し、委員全員が全ての資料に目を通し、委員会が統一体として意見を述べるべきであり、9人が妥当である。裁判官2人、検察官1人、弁護士2人、学識経験者4人ということでもよいと考える。

：基本として学識経験者を法曹委員より多くすべきだと考える。それであれば、人数にはこだわらない。法曹委員が5人であれば学識経験者は6人ということになる。

：法曹委員のうち、検察官は1人でよいと思う。

：法曹委員を裁判官2人、検察官1人、弁護士2人の合計5人とするということについてはコンセンサスが得られているようである。

：国民の意見を広く反映させるという観点は大切であるが、裁判官の活動を現場で見ている専門家が十分意見を言えるようにするというのも重要な観点

である。法曹 5 人，それ以外 4 人というのをブロックで見るのは危険である。検察官や弁護士は，裁判官に対して批判的な目を持っているであろう。国民の意見を反映させながら専門的な判断を行うということからすれば，法曹 5 人，学識経験者 4 人の合計 9 人というのは穏当な構成だと思う。

： 9 人でよい。法曹より学識経験者の数を多くしなければ国民の意見を反映することができないとは言えないだろうし，法曹委員の中には，ある意味では裁判官に批判的な目を持った人がいるわけであるから，法曹 5 人，学識経験者 4 人の合計 9 人でよいと思う。

： 11 人がよいと考える。確かに法曹にも裁判官，弁護士，検察官とで対立するところはあるが，外部から見れば発想が同じというところがある。国民の意見を幅広く反映させるということになると，学識経験者を 6 人としてもぎりぎりではないかと思う。

： 5 対 6 の合計 11 人が妥当である。検察官，裁判官，弁護士と立場は微妙に異なるのかもしれないが，法学的，法社会学的なバックボーンは同じである。多角的な立場から同じものを見る人を揃えるということからすれば，法曹は見方の角度としては一つの角度である。自然科学系，ジャーナリズム系など，違った角度から見るカテゴリーはいろいろあるので，任期にもよるが，それを幅広くカバーするには 6 人は必要である。

： 今までの経験からすれば，人数はあまり多くないほうが実質的な審議ができる。特にこの委員会では，一人一人についてかなり立ち入って実質的な審議をしなければならず，あまり委員の数が多いのはどうか。一方，透明性ということから見ても，学識経験者が 4 人入っているし，弁護士や検察官も広い立場から裁判官の指名の適否について意見を述べられることからすると，実質的にも 9 人でよいと思う。

： 極めて重要なことであり，多数決というのはいかがかと思うが，要綱案に人数を書き込む必要があるので，順次ご発言いただけないか。

： 11人が相当である。弁護士，検察官は違った立場から発言が可能であるということであるが，法曹界以外の者から見ると，パーセプションとしてギルド的な閉じられた社会であるという印象がある。裁判所を開かれたものにするという改革の趣旨で設けられる委員会であるので，5対6にすることはシンボリックに重要である。裁判所は開かれた方向へ進むということを広く社会にアナウンスするという効果も含め，5対6にするのが適当である。

： 9人でよい。

： 11人がよいと考える。法曹委員が少ないといっても，法曹委員は裁判関係に熟知しているので，学識経験者6人くらいは十分説得できるであろうし，そういうことができ初めて多数決に馴染まない，本当の選び方ができると思う。また，国民の視点に立てば，学識経験者の人数が多い方が説得力を増すと思う。

： 法曹委員5人という前提であれば，9人が妥当だと思う。

： 9人でよい。

： 9人でよい。

： 9人でよい。内訳を要綱に記載するわけではないので，例えば，学識経験者の中には裁判官から学者になった人も入るというように，審議では5対4の線でも，実際の任命の場では柔軟に任命されればよい。私は，裁判官，検察官，弁護士，学識経験者という色彩に固まってしまうという見方自体がおかしいと思っている。

： 9人がよい。

： 11人がよい。

： 11人がよい。法曹三者は研修所も一緒に出るし，裁判を通じていつも一緒である。一緒にいない人が，別の社会の言葉で伝達するというのは，学識経験者であっても大変だと思う。多様性，透明性，国民の司法参加を考えた場合には，法曹三者以外の委員の方を多くすることが非常にシンボリックな

ものだと思う。会議の進め方、意見の述べ方などについてはいろいろ工夫があるだろうし、運用の問題である。

： 11人がよい。

： 9人がよい。

： 11人がよい。

： 11人がよい。審議会や司法制度改革推進本部の動きそのものが法曹三者に対する国民の要求である。形としても、法曹委員が多いというのはどうか。

： 私は法曹出身であるので、意見は述べない。

： 11人がよい。当たっているかどうかは別として、今の裁判官への批判は、法的知識というよりも、世間常識の面がどうかという批判である。法曹より非法曹が多い委員会で選ぶことにすれば、選んだ側に責任があるということがはっきりすると思う。

： 11人がよい。

： 今、各委員の意見を伺ったところ、11名という意見が多かった。当委員会の結論としては、11人ということにしたい。構成比率については、法曹委員を5人とするということは議論の中でコンセンサスが得られたように思うので、5対6になると思う。要綱案の中に、その比率や人数を書き込むべきか。

： 定め方は両方あり得るかと思われる。ただ、先ほど指摘があったように、実際には弁護士であり学者といった方もおられるので、最近の規定の仕方としては、いわば定性的に11人はこういった方で構成されると定め、運用上考慮するという例が多いと思われる。

： 要綱案では、委員は法曹三者と学識経験者をもって構成するという程度としたい。

## 5 委員の任命

： 次に、学識経験者の範囲をどう考えるかという問題もあるが、要綱案に学

識経験者とはということ具体的に盛り込むことは一般的ではないと思うがどうか。

：学識経験者とは学識を持つ方，経験を持つ方，両方持つ方といったことになるが，今は学識経験者ということでこれらを包含しているようである。

：学識経験者の範囲について意見を伺いたい。

：ぜひ自然科学系の人を入れていただきたい。私は，人文社会系と理科系はずいぶん考え方が違うということを痛感している。また，裁判に関することでも，環境問題やDNAなど，自然科学系の知識が基礎になったものが争われることが増えると思うので，自然科学系の人絶対必要である。

：委員会では中立・公平性を確保することが大切であるので，特定の利益団体・組織の代表は入れないとする必要がある。

：要綱案の4頁に注として，「最高裁判所は，学識経験者のうちから委員を任命するに当たり，できるだけ多方面の意見を聴取して適切な選任が行われるよう配慮すべきである。」とある。この点について確認事項に入れるのはいかがでしょうか，入れるとしたら表現振りはどうかということについて意見を伺いたい。まず，幹事から説明してもらいたい。

：この点は確認事項に入れたらどうかという趣旨で記載したものである。

：これは要綱案には入れられないと思うが，大切な点として，留意してもらいたいということで，確認事項に入れたい。

：異議なし。

## 6 委員の任期等

## 7 委員長

## 8 議事

：6ないし8について異議なし。

## 9 委員会の権限

：意見は，委員提出資料のとおりである。要綱案の「9（1）説明又は意見

の聴取」の部分は、書き方が煩瑣なので若干の修文をすること、面接を入れたらどうかということである。「(2)協力依頼」は、要綱案では官庁間の共助に類することが意識されており、委員会が個人に対して協力を依頼することについては、要綱案の「弁護士その他の者に対して」という部分で読み込むことができるのかもしれないが、表現としては無理がある。委員提出資料にあるように、(2)で官庁、団体及びそれに準ずる者への協力依頼、そして新たに(3)で、個人を意識して、資料・情報を持っている関係者からの意見聴取、資料・情報の提供依頼を定めたらどうかと思う。また、(4)や(5)は、委員会が協力依頼をするのと逆に、情報を持っている裁判所、検察庁、弁護士会又は個人から資料提供できるという規定がある方が万全と考えたものである。

：議論に入る前に幹事に確認したいが、要綱案の9(2)の「必要があると認めるとき」は、「必要な協力」を求めることができるとあるが、くどいのではないか。

：定め方の問題であるが、最初の「必要があると認めるとき」というのは、どういうときにするのかという「場合」の問題であり、次の「必要な協力」というのは、「必要な限りで説明を求める」ということで、次元が違うのではないかと考えた。ここはいわば条文の作りの問題であるが、最近の用例を見ると厳格に書き分けているようである。

：表現は準備会で検討してもらおうとして、実質的な問題について、より明確に規定したらどうかという提案があったが、ご意見を伺いたい。

：最高裁が提出する資料はやはり当局がスクリーニングしたものである。今回の司法改革では、外部の意見を取り入れたらどうかという議論がなされており、外部の見方が率直に記載された資料が委員会にストレートに集まってくる方がいいと思う。外部の見方が記載された資料の作成については、検察官も協力できると思う。仮に、検察官に意見を求めることになった場合には、



責任を持った意見を出させる必要があり，顕名で出させるのが前提になる。マイナス評価については，単なる誹謗中傷にならないように内容を具体的に記載させることが必要となる。個々の検察官名の意見が資料として地域委員会に提出されるという仕組みが必要である。また，要綱案では，委員会が協力依頼をしたときに関係機関が動くことになるが，関係機関からも情報を提供できるとすべきである。資料が地域委員会や中央の委員会に集積されるという仕組みを作るのが大切であるということからすると，要綱案のような表現では弱く，一歩進んだ形にするべきである。

：委員会の権限として記載するものとしては，要綱案のとおりで必要にして十分である。委員会の権限を定めるところで，最高裁からの諮問を受けて，委員会が主体的に検討し，必要があれば協力依頼をするという規定があればいいのであって，逆にそうでない者の権限を規定するのはいかなるものかと思う。

：委員提出資料の 9（ 5 ）を支持する。委員会の集める情報は，裁判所にしても，弁護士会，検察庁にしても，組織を通じて集まることになる。組織を通じてスクリーニングされない重要な情報というのがあり得る。特に，今までの裁判官とは違ったルートで任官することが将来増えてくると思われる。そのような場合には，組織の意見ではなく，学識経験者の推薦状みたいな情報が価値を持って来る。そういう余地を残しておく必要がある。ただ，（ 5 ）がこのとおりだと，中傷やネガティブな情報がインターネットを通じてどんどん来て，委員会が全部見なければならぬとすると大変なので，候補者の依頼に基づいてポジティブな情報を提供するという機会を留保する形で残すのが相当である。

：要綱案 9（ 2 ）の「その他の者」には個人を含む趣旨なのか。また，委員提出資料の 9（ 4 ）の「裁判所，検察庁，日本弁護士連合会，弁護士会は，委員会に対して指名候補者に関する資料・情報の提供をすることができるも

のとする。」というのは、「組織としての」検察庁や弁護士会が情報の提供をすることができるという趣旨なのか確認したい。

：「その他の者」には個人も含むという趣旨である。

：委員提出資料の9（4）は（2）の裏返しで、方向が違うだけである。

（2）の協力依頼は、例えば、弁護士からの任官希望者について、弁護士会に対して、その弁護士の懲戒処分の有無を照会して回答を求める場合には「組織としての弁護士会」に対する協力依頼になると考えられる。また、（4）は組織としての弁護士会が、その保有する具体的な情報を提供する場合があるのかもしれないから、そのことを規定しておいてはどうかということである。

：例えば、「組織として」の検察庁や弁護士会が、裁判官の指名の適否について責任ある意見を述べることも（4）の中に含めるのか。

：当然、含んでいない。弁護士会が指名の適否について意見を述べることはないと考えている。

：検察庁が組織の意見として取りまとめて提出するのはいかがかと思う。例えば、検察官が裁判に立ち会ったときに、この裁判官は問題があるなどというように検察官個人名での資料が委員会に集積されればいいのである。それを検察庁として意見を取りまとめると、検察庁のバイアスがかかるし、検察庁の組織としての意見が入るので適当ではない。

：裁判官の指名の適否について、裁判所は毎年の人事考課の中で当事者から具体的な事実を提供してもらって、それに対して、評価を受ける裁判官個人に反論や説明の機会を確保した上で、評価が行われるべきであると考えている。これを、例えば、10年分を一括して当事者からの具体的な事実が提出されると、説明を求められる側では反論できないということにもなりかねない。毎年の人事考課に、当事者的なものがある程度反映されていくことを前提に考えるべきであろう。その上で、更に具体的な情報の提供を求める必要

がある場合を限度として検討していただきたい。そうでなければ，裁判官の独立の問題と抵触しかねないので，その取扱いは慎重にお願いしたい。

：委員提出資料の 9（3）から（5）は全く技術的な資料や情報収集に関するもので，裁判官の独立には全く関係していない。

：委員提出資料の 9（3）から（5）の趣旨は，要綱案からも読み込めるのではないか。一般的な当事者に対する依頼ということから，関係者の意見は全て吸収できるであろう。委員会の権限としてそういう資料は全て集めることができるのだから，別途，そのような規定を設ける必要はないであろう。

：要綱案の 9（1）の表現ぶりについては準備会で考えてほしい。（2）は，先程の委員構成を前提にすると，弁護士会，検察庁が積極的に意見を述べておきたいということであれば，実際問題としては弁護士委員，検察官委員を通じて意見を述べることができるわけであり，他の委員から是非聴きたいということになれば，賛同が得られると思う。委員会の権限事項として要綱案のように明記しておけば，それで足りるのではないかと思われる。必ずしも委員提出資料の 9（4）のように規定しておかなくてもよいのではないか。また，司法制度改革審議会の意見書にあるように，裁判官の独立を侵すおそれのないように十分配慮しなければならないことから，規定が一人歩きして，そういう恐れにつながらないようにした方がよいと思われる。（2）の協力依頼については最小限度，要綱案のような権限事項のみ規定することとし，後は運用で行うということで賛同いただけないかと思う。

：今のような取りまとめになるのであれば，確認事項として「その他の者」に個人も含むということを入れていただきたい。

：個人を含むという確認をしておく。

：最高裁の人事評価について，外部評価に関してどうしているのか今必ずしも見えていない。具体例を集積することが手続的に保障された制度を考えているのか。最高裁の判断の入らない資料が提供されるの

か。それも分からない段階でそうするんだからという議論はちょっと早い。国民参加として受け止め、門戸を広く開けるのであれば、要綱案上も必要があれば求めることができるとするだけでなく、情報を持っている者は出せるとしておく方が説得的ではないか。

：検察官や弁護士は裁判官に対する的確な評価ができる立場にあると思う。最高裁も人事評価の面でそれらの意見を反映させるよう工夫しているということである。仮に多くの検察官、弁護士が共通認識を持っている場合には、検察官委員や弁護士委員を通じ、委員会に対して、このような情報を得ているので是非照会したいと言えば、そのようになるのではないか。委員会の権限事項の中で必ずしも別途定めなくても要綱案の9(2)の記載をフルに活用すればよいと思う。そのように取りまとめることでよいか。

：風通しのよい機関にしなければいけないと思う。最高裁内部の資料が主で、それ以外の資料が従の印象を与えるものであってはいけない。要綱案の9(2)は組織としての協力依頼が主となっているので、弁護士会に対しては懲戒処分の有無の照会、裁判所に対しては分限裁判の有無の照会など組織としてしか知り得ない情報のみを求めるという狭い権限として捉えられるおそれはないか。組織としてしか知らない情報の範囲を超えて、具体的な情報や資料の提出を求めることができるということを要綱案の中に明記すべきと思う。

：それは、例えば、「情報の提供等必要な協力」とすればよいということか。それとも主体を変えなければならないという趣旨か。

：検察庁が庁として保有している情報を求めるのは好ましくない。私のイメージは、検察庁、弁護士会を通じて、検察官や弁護士が持っている具体的情報が提供されるルートが必要だと思う。

：私も要綱案の9(2)の「弁護士会その他の者」の意味がよくわからない。「必要な協力」が何を指すのかもわからない。「資料・情報提供等」を挿入

すれば分かりやすくなる。「その他の者」についても、そのことを読み込めるようにもう少し工夫する必要があるように思う。

：疑義のないようにすべきということであれば、少なくとも「資料や情報の提供を求めるなど必要な協力を依頼することができるものとする」というのを要綱案の中に入れることについてはどうか。

：今の議論の趣旨は要綱案の中に含めたつもりである。委員会等が個人の方に情報の提供を求める点については、求められた方の受け止め方の問題もあるので、「必要な協力を依頼することができる」として、強制力を持たないことを明確にしたつもりであるが、今の議論の趣旨を要綱案に表現するようにしたい。

：本日の議論を踏まえて、準備会で、規定ぶり、表現ぶりとして要綱案の方に吸い上げることができるか、あるいは確認事項としてまとめるかを検討してほしい。そういう工夫をするということで、内容的には、要綱案の9はそのとおりに取りまとめたい。

：異議なし。

#### 1 0 地域委員会（仮称）の設置

：下部組織の名称は「地域委員会」とし、地域委員会の設置の規定は要綱案の10のとおりとしたい。

：異議なし。

#### 1 1 地域委員会の所掌事務等

幹事から、委員会と下部組織の関係について、これまでの議論を前提として、検討の便宜のために関係を一応整理して図示した資料13に基づいて説明。

：資料13の の右横に「重点審議すべき対象者につき要請」とあるが、委員会はどのような資料に基づいて絞り込むことになるのか。

：Aの資料に基づくという形で整理してみた。

：Aの資料は最高裁から提出された資料であり，それに基づいて絞り込むのはいかがかと思う。

：コントラヴァーシャルなケースはそのように考えるということであり，下部組織の方で各地域における情報に基づき，この人は問題があるということであれば，委員会の要請がなくても独自に調査して参考意見を付けることもある形としている。委員会と下部組織は，実質的には連携していくわけであり，むしろ今後の運用の問題であると思う。

：下部組織の情報収集の端緒は，資料13の右下に「必要に応じて独自の調査」と記載していることから，委員会からの要請に基づいたもの以外についても独自に情報収集できることが理解できたと思う。任官希望者の名簿を下部組織にも提供するわけであり，下部組織の方でこの名簿を見て，委員会から要請がなくても下部組織で独自に調査して委員会に上げるという理解でよいか。

：結構である。

：左上の「人事評価に関する資料」は，基本的に判断を加えずに下部組織におりるのか。

：それは運用の問題と思われる。コントラヴァーシャルなものを検討するとき下部組織への流れをどうするかは，委員会において今後検討することになるのではないかと思う。

：右下の「必要に応じて独自に調査」する前提となる判断資料としてAの資料がないと，下部組織はどのようにして活動できるのか。

：これも運用の問題であると思われる。考え方としては資料の全部を下部組織におろすという考え方もあるだろうし，名簿に基づいて行うという考え方もあると思うが，そこは更に検討していただきたい。

：運用の問題ではないと思う。下部組織が実質的に必要に応じて独自の調査をする端緒になる資料はどうなるのか。

：私も運用の問題と思う。通常は、委員会が最高裁からの資料などを見て重点的に調査が必要だということになって下部組織に情報収集を要請することになる。この場合、資料13の真ん中の のところのようになるであろう。すなわち、この人にはこのような問題点があるので、この辺りの資料を集めて欲しいという要請の仕方もあるだろうし、あるいは、客観的にこういう資料がきているのでこの資料を踏まえた上で、下部組織で可能な限りの情報を集めて欲しいと要請することもあるかもしれないし、様々なパターンがあると思う。下部組織はいわば地元の情報を集めて、更に充実した情報が委員会に提供されて、実質的な審議がされるのだろうと思う。

：委員会は任官希望者全員に関するAの資料を付けて下部組織におろして、まず、下部組織で第一次的に審査をして、その結果を踏まえて委員会がもう一度審査する形の方がわかりやすいと思う。

：審議会の意見が想定している委員会と下部組織の関係をみると、委員会は指名の適否について審査し、下部組織は委員会の要請を受けて情報収集するのを中心とするとそれぞれの役割が位置付けている。また、委員会ですら、第一次的な振り分けができる程度に資料が提供されていることなどからも、下部組織で第一次的に審査しなければならないことにはならないし、その必要性もない。

：審議会意見書を見ると、「この機関が、十分かつ正確な資料・情報に基づき実質的に適任者の選考に関する判断を行うことが可能となるよう、例えば、この機関に対して任官希望者に係る人事情報の収集、提供等を行う下部組織を地域ブロックごとに設置することなど、適切な仕組みを整備すべきである。なお、後記3の『裁判官の人事制度の見直し』に掲げた仕組みによる選考対象裁判官に係る評価については、同機関による選考のための判断資料としても活用されるものとする。」とあるように、審議会意見書は裁判所の行う人事評価の資料を十分考慮すべきと述べている。最高裁が提出した人事評価の

資料は信用できないという前提には立っていないと考えられる。審議会意見書に従えば、資料13に示されているもので、その要請に十分応えていると思われる。

：特別に要請をしたという人だけを審査・情報提供しろということ、問題ありということ審査の段階で委員会が言っていることになる。下部組織が情報提供を受けて第一次的に審査する能力を持つべきだと思う。委員会は資料提供と下部組織の報告書をもって総合的に判断すべき機関であると思う。その上で足りなければ、追加資料を要請したり地域委員会に差し戻す形にすべきである。最初から区別して行うことは良くない。

：重点審査すべき対象者が最終的に絞られるのは当然と思う。しかし、これはプロセスとしてそのようになるということだと思う。重点審査の対象者は下部組織との協働関係の中で、段々と絞られてくると思うので、委員会がAの資料に基づいて審査するが、下部組織がすべての任官希望者についての名簿を受けて独自の調査をして下部組織の目から見てやはり重点審査した方がよい人を見つけることもできる。その情報の交換の中で、最終的に委員会重点審議すべき対象者を絞る作業を終えていくというプロセスの問題と考えている。下部組織が名簿だけに基づいて、独自の調査をすることができるのかは疑問である。それは運用の問題で解決できるということだが、そのような理解で本当によいか。

：資料13は共通認識を築き上げるためのものであり、要綱案に全部盛り込む性質のものではない。要は、委員会と下部組織の連携プレーに尽きる。下部組織は地元密着型であり、独自に調査できるのかどうか、その端緒はどうなるのかが一番気になっていたが、希望者全員の名簿が提供され、名簿を見ればこの人は問題であるから調べてみようという独自の調査ができるわけであり、調査して委員会にあげればよい。委員会が気がつかないケースについてはむしろ下部組織からの情報提供によってこの人は慎重にチェックしなければな



らないということになる。独自に調査できるといっても最終的には指名について意見を答申するのは委員会である。審議会意見も下部組織の活用の仕方というものは、第一次的審査を下部組織に与えようということを考えているわけではないと思うので、基本的に運用の問題であろう。委員会の方で試行錯誤しながら下部組織との連携のもとに具体的な意見が築き上げられてくるのではないかと思う。要綱案の11の一つ目の印、「委員会が下部組織に対して、どの範囲の指名候補者に関する情報収集を求めるか」について、これは個別具体的に委員会が選択した指名候補者のみに絞るのではなく、名簿を渡すのであるから下部組織も独自に調査できるわけで、管内に所属する任官希望者については全員の情報を収集してもらおうという方向で理解しているのではないかと思う。二つ目の印、「下部組織が第一次的な審査を行う」ことについて、審議会意見からも大きくずれているという感じがしているので、所掌事務については要綱案の11に記載のとおりとしたい。後は運用の問題として、要綱案どおりに承認していただきたい。

：一つ目の印について、任官候補者全員が対象になるということは要綱案に記載されることになるのか。

：それは検討すべきだが、「下部組織は任官希望者全員について情報収集できるということ」と「下部組織は委員会の要請がなくても独自に調査できるということ」を確認事項に明記することでどうか。

：確認事項でも差し支えない。このことを前提にすると、資料13の真ん中の「重点審議すべき対象者につき要請」は不要になると思うが、どうか。

：委員会では重点審査すべき対象者が徐々に絞られてくるが、その間、様々なやりとりがある。道筋は一本ではなく、キャッチボールすることになると思う。潜在的には全てを対象にするのは当然であるし、必要に応じて情報収集を求めることも当然である。それを全て必ず求めないといけないとなると非常に形式的になってしまうのではないか。

：準備会の方で確認事項案を用意してほしい。要綱案に格上げすべき事項があれば、その点も議論してほしい。

：プロセスとしての重点審査には全く異論はないが、資料13に記載されている「重点審査すべき対象者につき要請」という記載は改めるよう準備会で考えていただきたい。

：その点も併せて、確認事項案を作成するという点で、基本的には原案どおり承認いただきたい。

：異議なし。

：「必要に応じて独自の調査」と下部組織の権限を記載しているが、確認事項案に盛り込んでいただきたい内容は次のとおりである。まず、下部組織が独自の調査をするに足る判断材料があるということが前提になるので、この点をよく考えていただきたい。次に、下部組織は数名で構成し、年間を通じて活動する組織とはイメージされていないので、下部組織で調査できるという実質的な内容をわかるようにしていただきたい。

：そのことを念頭において準備会で工夫してほしい。

## 1.2 地域委員会の組織

：要綱案では、地域委員会の委員は5人とする案が準備会から提案されているがどうか。

：法曹三者より、その他を1人でも多くするという点で、法曹三者3人とその他4人の合計7人とするのが相当である。

：指名の適否を決める権限を有する中央の委員会は法曹三者よりその他が多い11人となっているのなら、情報収集を主に行う下部組織である地域委員会は法曹三者3人とその他2人の合計5人とするのが相当である。管内全てを見回して情報を一番得やすい立場にいることから、裁判官は高裁長官、検察官は高検検事長とすべきである。

：東京での任官者の数が多くなると、5人では対応できない可能性もある。

情報収集をどのように下部組織がやるかによっては、東京では多少人数を多くした方がよい。

：中央の委員会との整合性からすると、法曹三者3名とその他4名の合計7名以上といわざるを得ない。

：7名を基本に、東京や大阪などでは増やすこととすべきである。

：地域委員会の所掌事務にも「必要な意見を付することができる」というものがあり、5名とすると中央の委員会での議論と食い違うので、法曹三者3名とその他4名というのも一つの考え方であろう。

：中央の委員会と地域委員会とは性質が異なるので、整合性には必ずしもこだわらなくてよいのではないか。意見の大勢は5名ということで取りまとめてよいか。

：異議なし。

：東京や大阪についてまで一律5名というのではなく、若干弾力的に対応できるような規定ぶりとしたいと思う。

：5名の意見が具申されるという点では全国均等であるべきである。例えば、東京では第一部会、第二部会を設け、それぞれ5名の委員とすることはできないか。単に5名を7名とすれば、機能自体が変わって、もっと大変になるのではないか。

：7名にすれば委員構成が異なってくるのではないか。したがって、5名と決めたのなら、委員はどこでも同じ構成比の5名とすべきである。

：これまでの指摘は、おそらく判定する人は5名のままで、委員の下に機関を設けて調査する人を増やす工夫をすべきというものではないか。

：この点については、規定ぶりを準備会で工夫したい。

### 1.3 地域委員の任命等

：地域委員会は地域密着型なので、その委員は当該高裁管轄区域内に居住又は執務する者とするだけでよいと思うがどうか。

: 異議なし。

#### 1 4 地域委員の任期

#### 1 5 地域委員長

#### 1 6 議事

: 1 4 から 1 6 は技術的なところなので，異論がなければ要綱案のとおりま  
とめたい。

: 異議なし。

#### 1 7 地域委員会の権限

: 内容的には，中央の委員会と同様の問題がある。委員会の場合と同様に，  
準備会で規定ぶりを工夫することとしたい。

#### 1 8 庶務

: 委員会としての公正・中立性を内外に明らかにするため，事務局を作るべ  
き。

: 新たな事務局は必要ない。業務の内容は庶務的なもので量も少ない。国の  
機関は整理・削減される方向にあり，事務局を作るとこれに逆行する。最高  
裁であれば，人事局ではなく秘書課や総務局，高裁であれば，人事課ではな  
く総務課が庶務を担当すれば足りるのではないか。

: それでは，地域委員会の事務を行う職員は，高裁の事務局長や総務課長か  
ら指揮を受けるといった関係から脱却できない。高裁の指揮・命令からは別の  
事務局という外観を作る必要がある。

: 委員会自体が公正に審議される組織になっていれば，事務局の業務は機械  
的で庶務的な作業がほとんどなので，問題ないのではないか。

: できれば事務局は独立している方がよいと考えていたが，事務局を作り上  
げる場合の現実的な問題というものもあるようだ。

: 公的な機関において事務局を置くかどうかは，事務の内容と量によって決  
まってくる。事務局を作ると，課等の組織を作ることになるが，それに伴う

ポストを作らなければいけない。組織をスリム化していかなければいけない今の流れの中で、實際上難しい面がある。最高裁における鑑定に関する委員会でも、その庶務的業務の処理を民事局が担当している。

：今の日本全体の状況では、新しい組織を作り、新しい人を集めるのは難しいが、必要なときだけ最高裁の職員が併任する形で省力化を図ることはありうる。それを含めてもう一度検討すべきである。これだけの委員会を設けるのであるから、事務局も委員会に付置した形とすべきである。

：準備会でそういう方法が可能かどうか検討してほしい。最悪の場合には、原案通りとした上で、人事局が直接担当することのないよう、秘書課か総務局が庶務を担当することなどを確認事項として盛り込む工夫をしたい。

#### 19 その他

：要綱案どおりでよろしいか。

：異議なし。

#### 20 設置の法形式

：法律で定めるべきか規則で定めるべきかについては、憲法上、最高裁に下級裁判所の裁判官の指名権や規則制定権が与えられており、司法の独立という観点から、大勢は規則でいいと考えているのではないかと思うがいかがか。

：私の意見は設置の根幹は法律でという意見であることを議事録にとどめてもらいたい。

：2人の委員を除く委員のご意見は、規則で定めるべきというものとうかがって、規則で定めることとしたい。

：異議なし。

#### (3) 今後の予定等について

：今回は、準備会の検討結果も見た上で、要綱案を最終的に確定させ、答申を行いたい。要綱案の中に入らなかった事項で重要なものについては、どのように確認事項として盛り込むかどうか併せて検討したい。

幹事から、裁判所運営に国民の意見を反映させることが可能となる仕組みについても引き続き審議してもらいたい旨の報告がされた。

次回の委員会は、次の日時に開催されることが確認された。

第5回 12月24日(火)午後1時30分から午後4時30分まで

(以上)

## 下級裁判所裁判官指名諮問委員会（仮称）要綱案に関する意見

2002年11月22日

宮本 康 昭

### 2 所掌事務等

- (1), (2)のつぎに付加  
(3) 最高裁判所は、(1)の規定による諮問に当たって、指名することの適否についての意見を付さないものとする。  
(4) 最高裁判所は、(1)の規定による諮問をする場合、指名候補者に関する資料を委員会に提出するものとする。

- 当委員会では、最高裁判所は、1)すべての任官希望者を委員会に諮問すること、2)諮問に当たっては意見を付さないこと、という2つの重要なファクターが確認されている。してみると、この2)のファクターを上記(3)のように明文化するのが相当であり、(注)に止めるべきではない。
- 最高裁判所が諮問に当たって委員会に資料を提出することは、当委員会において異論がない事項である。上記と同様(注)に止めるべきではなく、基本的事項として、上記(4)のように明文化されるべきである。

### 4 組織

- (1) 委員会は、委員12人で組織するものとする。  
(2) 委員会は、必要に応じて小委員会、部会を設けることができるものとする。

- 「国民の意思を反映させる」という審議会意見書の趣旨に則れば、委員の構成比は、法曹委員（裁判官・検察官・弁護士）に対し法曹外委員（学識経験者等）を半数以上とすべきである。  
法曹委員は裁判官・検事・弁護士各2人の6人、法曹外委員は上記趣旨から少なくともその同数の6人とする合計12人が相当と考える。

## 5 委員の任命

(2) 前項の検察官は検事総長の推薦により、弁護士は日本弁護士連合会会長の推薦により任命するものとする。

- この項は、場合によっては(注)としても良いが、いずれにしても委員の任命についても透明性を確保していることを示すべきである。

## 9 委員会の権限等

### (1) 説明又は意見の聴取

委員会は、指名候補者に対する面接を行い、指名候補者に対して必要な説明を求め、または指名候補者の意見を聞くことができるものとする。

### (2) 協力依頼

委員会は、裁判所、検察庁、日本弁護士連合会、弁護士会その他の者に対して、資料・情報提供等の必要な協力を依頼することができるものとする。

(3) 委員会は、指名候補者に関する資料・情報を有すると認められる関係者から意見を聴取し、または資料・情報の提供を依頼することができるものとする。

(4) 裁判所、検察庁、日本弁護士連合会、弁護士会は、委員会に対して指名候補者に関する資料・情報の提供をすることができるものとする。

(5) 指名候補者に関する資料・情報を有する者は、委員会に対してこれを提供し、または意見を述べるることができるものとする。

- 審議会意見書の「この機関が、十分かつ正確な資料・情報に基づき実質的に適任者の選考に関する判断を行う」という趣旨との関連で、前回の当委員会では「委員会に対して、任官希望者の面接、関係者からの意見聴取、関係機関への資料提供、意見照会等の必要な協力を依頼する権限を付与すること」が異論なく取りまとめられた。

してみると、この前回の取りまとめをより明文化する趣旨で(1)に「指名候補者に対する面接を行い」の文言を入れ、(2)に「必要な協力」の例示として「資料・情報提供等の」という文言を入れるのが相当である。

- (2)は官署、公務所やこれに準ずるものの相互間の官庁間共助に類するもので、従って「(弁護士会)その他の者」も行政官庁や企業等を指すものと解せられ、個人(たとえば弁護士、検事など)まで広げられるものではない。

従って、個人に対して資料・情報の提供を求められるようにするために(3)を設ける。

- (4)、(5)は、これら資料・情報を提供する側から委員会の求めに応じあるいは求めがなくてもこれが可能であることを示したものである。



## 1 1 地域委員会の所掌事務等

- (1) 地域委員会は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。  
その管轄区域内に居住または執務する指名候補者全員を対象として必要な範囲で資料・情報を収集し、その取りまとめを行うこと。  
の規定により取りまとめた内容を委員会に報告すること。
- (2) 地域委員会は、(1) の規定により報告するに当たっては、必要な意見を付することができるものとする。

- 地域委員会はその管轄区域内に居住または執務する（すべてが就業中とは限らないので）指名候補者を抽象的な調査対象とし、その中で必要な範囲で具体的に審査をするのが相当である。
- 前回の当委員会では「下部組織が任官希望者に対する資料収集を行うこと」については異論がなかったので上記(1) 本文には「情報」だけでなく、「資料」の文言を付加する。

## 1 2 地域委員会の組織

地域委員会は、地域委員5人以上12人以内で組織するものとする。

- 例えば東京、大阪ブロックなどは管内の対象任官希望者の人数が他の地域の管内よりも多くなることが想定されるため、ブロックごとに委員数の幅を持たせる意味で、上記のような定め方が相当である。  
なお上限の「12人以内」という人数は、最大、前記4の委員会組織の「12人」と同数という趣旨である。

## 17 地域委員会の権限

### (1) 説明又は意見の聴取

地域委員会は、指名候補者に対する面接を行い、指名候補者に対して必要な説明を求め、又は指名候補者の意見を聞くことができるものとする。

### (2) 協力依頼

地域委員会は、裁判所、検察庁、日本弁護士連合会、弁護士会その他の者に対して、資料・情報提供等の必要な協力を依頼することができるものとする。

### (3) 地域委員会は、指名候補者に関する資料・情報を有すると認められる関係者から意見を聴取し、または資料・情報の提供を依頼することができるものとする。

### (4) 裁判所、検察庁、日本弁護士連合会、弁護士会は、地域委員会に対して指名候補者に関する資料・情報の提供をすることができるものとする。

### (5) 指名候補者に関する資料・情報を有する者は委員会に対してこれを提供し、または意見を述べるることができるものとする。

- 上記各本文の付加の理由は、前記9の委員会の権限と同様である。

## 18 庶務

### 18 事務局

委員会及び地域委員会に、その事務を処理させるため、事務局を置く。

- 委員会及びその下部組織である地域委員会は、機能的には独立性・中立性を保持すべきものである。その点で最高裁判所事務総局及び高等裁判所事務局が処理することとなる原案は適切ではない。

裁判所職員が兼務することは差し支えないとしても、委員会が国民一般に与える公正らしさを重視する必要がある。

また、委員会の窓口機能を現実はどこで担っているのかが外部から見てわかりやしくないとはいけない。従って制度設計としては、上記独立性・中立性を保持するために委員会及び地域委員会に事務局を置くことが相当である。

以上